

令和2年度 創業応援隊による起業準備者育成支援事業
起業準備応援補助金 交付要綱

(通 則)

第1条 この要綱は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という。）が滋賀県の委託を受けて実施する創業応援隊による起業準備者育成支援事業（以下「育成支援事業」という。）において、事業主に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 起業準備応援補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、この要綱で定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、滋賀県内の起業準備者や起業して間もない立ち上げ段階の者に対して、事業化・市場化の道筋をつけるために必要な取り組みを支援機関が伴走支援するとともに、取り組みに係る経費に対し補助を行うことにより、創業機運の醸成を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてに該当する事業主とする。

(1) 滋賀県内において起業予定の者、または滋賀県内に主たる事業所を有する決算期を迎えていない小規模事業者。

(2) 事業実施にあたり、県内支援機関による伴走支援を希望するもの。

(県内支援機関とは、市町、商工会、商工会議所、信用保証協会、中小企業団体中央会、プラザ等とする)

(3) 第一項の小規模事業者とは商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合は、大企業とみなし、補助対象から除くこととする。

① 発行済株式の総数または出資金額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している小規模事業者

② 発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上を、複数の大企業が所有している小規模事業者

③ 大企業の役員または職員を兼ねているものが、役員総数の2分の1以上を占めている小規模事業者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者もしくはその役員等が次の各号に該当する者は補助対象としないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第3条に規定する者が、事業化・市場化の道筋をつけるために構想段階や開発段階で実施する、新商品・サービスを本格的に市場に導入する前の試作品開発や、ターゲット層の反応を実験する取り組みとする。

（例：試作品の製作・実験、サンプル無償配布、アンケートの実施、Web 広告掲載、展示会への出展等）

- 2 取り組みを実施することで、ターゲット層や効果的な商品の販売計画、広告方法などを計画、実験、検証、改善する行為を含む。ただし売上や収益が発生する行為は対象外とする。

（補助対象経費等）

第5条 前条の事業における補助対象経費は別表1のとおりとし、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとする。

- 2 補助限度額、補助率および補助対象期間については別表2のとおりとする。
- 3 補助対象経費は消費税を除いた金額とし、税込表示を適用税率で割り戻した金額とする。
- 3 この補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助対象事業の採択）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める「創業応援隊による起業準備者育成支援事業 起業準備応援補助金 募集要項」により、起業準備応援補助金に係る事業計画認定申請書（様式第1号）（以下「事業計画」）をプラザに提出しなければならない。

2 プラザは、別に定める審査会（以下「審査会」という。）の協議を経て、適当と認められる場合は、当該申請をした者に対し必要に応じて条件を付した上で、採択通知を、不採択の場合は不採択通知を行うものとする。

（採択の辞退）

第7条 前条の規定により事業の採択を受けた者が、補助金の交付を受けないこととなった場合は、すみやかに辞退届（様式第2号）をプラザに提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（様式第3号）をプラザに提出し、補助金の交付決定を受けなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 プラザは、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が適正であるかどうかを調査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知する。

2 プラザは、補助金の適正な交付を行うため必要と認めたときは、申請に係る事項について修正を加えまたは条件を付して、前項の通知を行うものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面をプラザに提出しなければならない。

（補助事業の変更）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に係る経費または内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第5号）をプラザに提出し、その承認を受けなければならない。

い。ただし、事業の目的および効果に影響を及ぼさない範囲で内容を変更する場合であり、次の各号に掲げる軽微な経費の変更を除く。

- (1) 補助事業に要する経費（補助金交付申請書に添付される別紙2の事業に要する経費。以下同じ。）の配分のうち、事業区分ごとの20%以内の変更を行う場合
- (2) 補助事業に要する経費の配分のうち、事業区分ごとの20%を超える額の変更をしようとする場合で、当該変更額が5万円以内の場合

（補助事業の中止または廃止の承認）

第12条 補助事業者は、補助事業の全部もしくは一部を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）をプラザに提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業進捗報告会）

第13条 補助事業者と伴走支援をする県内支援機関担当者は、2回の進捗報告会に必ず出席し、補助事業の進捗および収支の状況について、事業進捗状況報告書（様式第7号）をもとに報告を行わなければならない。

2 同報告会は補助事業者と伴走支援をする県内支援機関担当者が遂行状況を報告すると同時に、他の支援機関担当者の助言や協力を得る場とし、補助事業者の事業目標達成と支援機関担当者間同士の連携を強化し、創業支援体制の充実につなげるものとする。

（事業遅延の届出）

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにプラザに事業遅延報告書（様式第8号）を提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したときまたは、令和2年1月31日のいずれか早い日から起算して1か月を経過した日（第12条により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに事業実績報告書（様式第9号）をプラザに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 プラザは、前条の規定による事業実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査および必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第11条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第11号）をプラザに提出しなければならない。

2 プラザは、前項による請求に基づき補助金を補助事業者へに交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 プラザは、次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱またはこれらに基づくプラザの処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第19条 プラザは、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金および遅延利息)

第20条 補助事業者は、第18条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間について

は、すでに納付した額を控除した額)につき年 10.75 パーセントの割合で計算した加算金をプラザに納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した延滞金をプラザに納付しなければならない。
- 3 プラザは、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により加算金または延滞金の全部または一部を免除することができる。

(補助金の経理)

第 2 1 条 補助事業者は、収支簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額および支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第 2 2 条 プラザは、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、またはその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(実施結果の企業化)

第 2 3 条 補助事業者は、第 4 条第 1 項の補助対象事業について、実施結果の滋賀県内企業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間、毎会計年度終了後 1 か月以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の企業化状況について、企業化状況報告書(様式第 1 2 号)をプラザ理事長に報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告書に係る会計年度の終了後 3 年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第 2 4 条 補助事業者は、補助事業により取得しまたは効用が増加した財産(以下「取得財産等」という)について、その台帳(様式第 1 3 号)を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第25条 取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のものを処分する場合は、取得財産等の処分承認申請書(様式第14号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る資産処分等により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

(産業財産権等に関する届出)

第26条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)を補助事業年度または補助事業年度の終了後5年以内に出願もしくは取得した場合またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合は、遅滞なく産業財産権等取得等届出書(別記様式第15号)により知事に届け出なければならない。

(収益納付)

第27条 知事は、第15条第1項の報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業を実施した小規模事業者が当該補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡または実施権の設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、当該補助事業に交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(標準処理期間)

第28条 標準処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 第9条の規定による補助金の交付の決定は、第8条の規定による申請があった日から30日以内に行うものとする。
- (2) 第11条の規定による交付決定の変更は、事業変更承認申請があった日から14日以内に行うものとする。
- (3) 第16条の規定による補助金の額の確定は、第15条の規定による実績報告があった日から30日以内に行うものとする。

(その他)

第29条 補助事業者は、特別の事情により本要綱に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめプラザの承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（補助対象経費）

<p>試作品 製作費</p> <p>*試作品の 開発や実験 等に必要な ものに限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費（仕入れと見なされるものは除く） ・借損料（機械装置のレンタル料、リース料） ・装置の製造（試作品に伴う金型等） ・装置の改良（従来四角の部品を作っていた装置を丸い部品も作れるようにする等） ・加工料 ・通信運搬費（試作品製作費にかかる送料）
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン、技術コンサルタント、設計、外注加工、実験・分析、試作品の開発等を委託する委託費（ただし、技術開発等の中核をなす部分を委託するものを除く） ・マーケティング調査や広報に係る委託費用
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等外部専門家
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等外部専門家、従事者旅費
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・会場費（展示会出展料、什器備品などの借上料） ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・借損料（事務機器等のレンタル料、リース料） ・広告宣伝費 ・ホームページ作成費 ・上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めるもの

留意事項

- ① 上記試作品製作費で取得することができる原材料や装置の製造、装置の改良等は、研究開発や試作開発に必要なものに限定し、生産ラインや販売、転売用として使用することはできません。
- ② 委託費は、補助対象事業の大部分や技術開発等の中核をなす部分を外注することは認められません。
- ③ 謝金について、特許出願等の相談・指導にかかる弁理士など外部専門家に対する経費は謝礼までとし、出願手数料、審査請求料、登録料等は対象となりません。

別表2（補助限度額、補助率、補助期間）

補助限度額	補助率	補助期間
30万円	3分の2	交付決定日より 令和3年1月末まで